

◎入札説明書

汽船つくばね及び船体附属物品売却に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記2に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年9月11日

2 担当部局

〒300-0023

茨城県土浦市沖宿町1853番地

茨城県霞ヶ浦環境科学センター 湖沼環境研究室

電話 029-828-0963

FAX 029-828-0968

メールアドレス kasumigaura@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札に付する事項

(1) 売却の件名

汽船つくばね及び船体附属物品売却 ※詳細は、別紙売却仕様書による

(2) 売却物品及び数量

小型船舶 1艘

(3) 履行(引き渡し)期限

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

(4) 履行(引き渡し)場所

茨城県土浦市港町地先 土浦港泊地

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、売却物品の買受等に係る費用の総額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子調達システムの利用

本件入札は、入札参加申請、入札書の提出等を電子調達システムで行う対象案件である。そのため、本件入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、原則として、5及び6(1)により資料の提出等を行うものとする。

ただし、電子調達システムによる参加が困難である者は、5に定める手続により2の担当部局の承認を得ることで、本件入札に、紙入札(郵送若しくは電子メール又は持参により資料の提出や入札等)をすることをいう。以下同じ。)により参加することができる。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加

資格を有していること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者ではないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (7) 県税を滞納していないこと。

5 入札等の手続き

この案件の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとする者は、この案件の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

資料、入札書等の提出された時点は、2 の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子調達システムによりがたい場合には、2 の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出することによりその承認を得て、郵送、持参、電子メール、又はファクシミリより資料の提出や、書面による入札をすることができる。

6 売却物品の確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加を希望する者（以下「競争入札者」という。）は、以下の期間に必要な応じて売却物品の確認を行うこと。

なお、売却物品の確認にあたっては、2 の担当部局にあらかじめ、売却物品確認願（入札説明書様式第 3 号）を郵送、持参、電子メール、又はファクシミリにより提出の上、確認すること。

ア 売却物品確認期間

公告の日から令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日及び月曜日（その日が国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）を除く。

イ 質問受付期間

公告の日から令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで

これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

ウ 質問受付先

2 の担当部局に同じ

エ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、郵送、持参、電子メール、又はファクシミリによる質問も認める。郵送による場合は受付締め切り日時必着とする。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに 2 の担当部局に対して電話にて到達確認を行うこと。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年9月30日（水）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリや電子メールにより回答する。

7 入札参加資格の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認書（入札説明書様式第1号）、一般競争入札参加資格審査に係る申立書（入札説明書様式第2号）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年9月30日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFFファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ

(4) 結果通知

入札参加資格の有無を確認し、令和8年10月2日（金）午後5時までに一般競争入札参加資格確認通知を発行する。なお、参加資格がないと認めた場合は、その理由を付する。

8 開札日及び場所等

(1) 日時 令和8年10月14日（水）10時30分から

(2) 場所 茨城県霞ヶ浦環境科学センター

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上、封書にて、2の担当部局に提出するこ

と。余白に任意の3桁のくじ番号を記載すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲以上で、最高の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月9日（金）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙により入札書を提出した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最高価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「物品売買契約書（案）」のとおり

17 その他

- (1) 納入期限を厳守すること。
- (2) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に契約金額等に変更が生じることのないよう、十分に検討すること。